

片桐敏榮 法律事務所 坂西哲昌 弁護士の

# 農家の法律相談

第10回



## 生産者通信

NPO法人  
米ニケーションセンター  
定価 100円(送料込)

**【質問】**私は專業農家をしていました。農業とは関係ないことが多いのですが、ご質問させてください。

私は、5人兄弟姉妹の長男として農業を継ぎました。私の一番下の弟(二男)が先月、57歳で亡くなりました。この弟は18歳で東京上京し、飲食店で働いていました。弟は、30歳の時に独立して、法人化はしないで自営業としてですが、全盛期は都内でも店舗もの飲食店を経営する程になりました。事業は順調のようでした。ところが、近年の長引く不況のため、5年ほど前から事業を縮小して、現在は、賃貸物件で1店舗のみを経営するにとどまっています。事業資金にあたるために、金融機関から多額の借入れをし、自宅も売却しました。また、私も、弟にお願い

ました。弟には、全く財産はなく、金融機関への多額の借金が残っているだけです。弟は結婚を一度もしておらず、子どももいません。なお、私たちの両親は2人とも他界しております。

そこで、質問です。この弟の借金は今後どのように償うか。私も責任をとらなければならぬのでしょうか。

**【回答】**1 今回は、農業とは関係のない質問ですが、どの家庭にも起りうることですね。ご質問のケースでは、結論的には相続放棄の手続きを取るべきですが、これには期間制限がありますので注意が必要です。

2 まず、ご質問の家族構成からいくと、次のことから、弟さんの相続人は、ご相続者が相続人となります。

(1) 民法上、配偶者がいる場合は、法定相続人となります。そのため、金融機関からの多額の借入れをし、自宅も売却しました。事業資金にあたるために、金融機関から多額の借入れをし、自宅も売却しました。また、私も、弟にお願い

され、お金を貸していました。この弟が先月亡くなりました。弟には、全く財産はありません。弟は結婚を一度もしておらず、子どももいません。なお、私たちの両親は2人とも他界しております。

そこで、質問です。この弟の借金は今後どのように償うか。私も責任をとらなければならぬのでしょうか。

3 民法上、第三位順位の相続人は、**両親**です。ご質問のケースでは、ご両親は既に他界されていることですので、次に第二順位の相続人が相続することになります。

(4) 民法上、第三位順位の相続人は、**兄弟姉妹**です。ですので、ご質問のケースでは、兄弟姉妹全員が法定相続人となります。

4 以上の通り、ご質問のケースでは、ご相談者を含めた兄弟姉妹全員が法定相続人となりますので、弟さんの借金を相続する立場になりますが、弟さんが亡くなつたことを知った時から3ヶ月以内に、相続について、放棄の手続きです。この相続放棄の手続きをするには、民法上、「自己のために相続の開始があつたことを知つた時から3ヶ月以内に、相続について、放棄をしなければならない」(民法915条1項)とされています。

5 なあ、相続放棄の手続きは、各法定相続人がそれぞれ裁判所に對して行なわなければなりません。ですので、ご質問のケースでは、他の兄弟姉妹にも相続放棄の手続きをとるべきであることを、ご質問者さんから教えてあげるのがよいと思

います。

6 までの通り、この相続放棄の手続きをとつた場合には、当然ながら弟さんのプラスの財産(預貯金等)を相続することとなりますが。それだけでなく、法定相続人は、**借金等のマイナスの財産も相続することになります。**

7 (1) ご質問のケースでは、ご相談者を含めた兄弟姉妹全員は法定相続人です。原則として、弟さんの

借金も相続して、この借金の返済をしなければならない立場となります。しかししながら、法定相続人が常に借金を相続しなければならないことになる場合があります。そこで、子どもが法定相続人になります。

8 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいません。そこで、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

9 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

10 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

11 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

12 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

13 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

14 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

15 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

16 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

17 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

18 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

19 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

20 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

21 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

22 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

23 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

24 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

25 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

26 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

27 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

28 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

29 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

30 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

31 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

32 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

33 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

34 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

35 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

36 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

37 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

38 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

39 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

40 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

41 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

42 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

43 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

44 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

45 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

46 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

47 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

48 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

49 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

50 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

51 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

52 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

53 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

54 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

55 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

56 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

57 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

58 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

59 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

60 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

61 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

62 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

63 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

64 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

65 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

66 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

67 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

68 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

69 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

70 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

71 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

72 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

73 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

74 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

75 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

76 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

77 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

78 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

79 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

80 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

81 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

82 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

83 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

84 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

85 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

86 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

87 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

88 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

89 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

90 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

91 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

92 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

93 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

94 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

95 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

96 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

97 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

98 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

99 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。

100 ご質問のケースでは、弟さんは、子どももいませんので、次に第一順位に相続人が相続することとなります。